

◆ 専門実践教育訓練給付金制度のご案内

教育訓練給付制度（専門実践教育訓練給付）について

Ⅰ 専門実践教育訓練での「教育訓練給付金」制度とは

三好市医師会准看護学院におきましては、平成 30 年 1 月 30 日付けで「専門実践教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座」に再指定されました。

この制度は平成 30 年度の入学生より適用となり、現在の指定有効期間は平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日です。（3 年毎更新予定）

※ 指定有効期間内にあっても、当学院が教育訓練講座の指定基準に合致しなくなった場合は、指定有効期間の終了年月日にかかわらず、指定の取り消し等により指定期間は終了となりますのでご留意下さい。

この制度は、一定の要件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）又は一般被保険者であった方（離職者）が厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練講座を自己負担で受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費（入学金や受講料）の一定の割合額（上限あり）がハローワークから支給される制度です。

詳しくは 厚生労働省ウェブサイト【教育訓練給付金】をご覧ください。

Ⅰ 対象者について

初めて受給する場合は、受講開始日までに通算して 2 年以上の雇用保険の被保険者にある方。

これまでに受給したことがある場合は、前回の受講開始から次の専門実践教育訓練の受講開始日までの間に通算して 3 年以上の雇用保険の被保険者期間のある方。

※ 受給要件を満たしているかどうかは、ご自分の住所を管轄するハローワークで確認することができます。

※ 三好市医師会准看護学院で支給要件照会はできませんので、ご注意ください。

Ⅰ 支給額について

受給者本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の 50%（最大 40 万円／年）を支給。

さらに資格取得し卒業後 1 年以内に被保険者として雇用された場合には、追加で 20%（最大 32 万円）を追加支給。

※ 教育訓練経費に 施設・教材費、制服代等は含まれません。

教育訓練支援給付制度（専門実践教育訓練給付）について

Ⅰ 専門実践教育訓練での「教育訓練支援給付金」制度とは

上記、専門実践教育訓練の教育訓練給付金の受給資格がある方で、さらに失業状態にある場合に、訓練受講をさらに支援するため、「教育訓練支援給付金」を受給できる場合があります。

受給資格や、支給額など詳しいことにつきましては、厚生労働省ウェブサイト【教育訓練支援給付金】をご覧ください。